

令和3年度 第1回 市政モニターアンケート

(テーマ)

1. 消費者問題について
2. 自転車利用環境（「利用促進」「安全利用」「通行環境」「駐輪環境」）について
3. 堺市博物館の今後のあり方について
4. 自治会について

<趣旨・目的>

1. 消費者問題について（担当課：市民人権局 市民生活部 消費生活センター）

本市では、多様化・複雑化する消費者問題に的確・迅速に対応するため、平成22年4月に「堺市消費生活条例」を施行し、消費生活相談による消費者トラブルへの対応や条例違反事業者に対する指導、被害を未然に防止するための情報提供などを行っています。

今回のアンケートは、市民の皆様がこれまでの生活の中で経験された消費者トラブルの実態や、消費者問題についてのご意見を伺うことで、本市消費者行政の課題を明らかにし、今後の施策に反映させるなど、より効果的な取り組みの基礎資料とするために実施するものです。

なお、設問については過去と同様のものがありますが、経年変化を確認しておりますのでご了承願います。

2. 自転車利用環境（「利用促進」「安全利用」「通行環境」「駐輪環境」）について

（担当課：建設局 サイクルシティ推進部 自転車企画推進課、自転車環境整備課、自転車対策事務所）

本市では平成26年10月に「堺市自転車のまちづくり推進条例」を施行し、また、令和元年8月には、「堺市自転車利用環境計画〈追補版〉 - 重点アクションプラン -」を策定し、自転車を安全に安心、そして楽しく利用できる環境づくりを進めています。

また、「堺市自転車ネットワーク整備アクションプラン50km」に基づき、自転車通行環境整備に取り組み、さらに駅前を中心に放置自転車対策や駐輪場の利用環境の向上にも努めています。

今回のアンケートでは、自転車に関わる施策のうち、現在重点的に取り組んでいる「利用促進」「安全利用」「通行環境」「駐輪環境」のそれぞれ施策について、効果検証をするとともに、今後における施策展開の参考とするために実施するものです。

なお、設問については過去と同様のものがありますが、経年変化を確認しておりますのでご了承願います。

3. 堺市博物館の今後のあり方について（担当課：文化観光局 博物館 学芸課）

令和元年7月6日に「百舌鳥・古市古墳群」が大阪府内で初となる世界遺産に登録されました。本市では、古墳の価値や魅力について、市民の皆様により分かりやすくお伝えしていくため、本年3月

13日に「百舌鳥古墳群ビジターセンター」をオープンするとともに、堺市博物館のリニューアルを行い、古墳などに関する古代展示を充実したところです。

堺市博物館では、市内の古墳・遺跡からの発掘資料や古文書、美術資料などを多数展示し、古代から近代に至る堺の歴史・文化について紹介しており、古墳群の世界遺産登録を機に、更に堺の歴史文化の魅力を発信していく必要があると考えています。しかしながら、堺市博物館は、昭和55年の開設から40年以上が経過して施設・設備の老朽化が進むとともに、収蔵資料の増加に伴い収蔵庫が手狭になるなどの課題が生じています。

こうした状況の中で、市民の皆様のご意見を参考に、今後の堺市博物館のあり方や、果たしていくべき役割などについて検討を進めたいと考えています。

4. 自治会について（担当課：市民人権局 市民生活部 市民協働課）

これまで、本市では、住民自治を進め、安全・安心な地域コミュニティを推進するため、主要な協働パートナーである自治会と連携・協働しながら、取組を進めてきました。

近年、生活スタイルや価値観の多様化などから地域でのつながりが希薄化し、地域コミュニティの弱体化が懸念されています。

皆様の自治会活動への関与状況などをお聞きして、今後の自治会支援施策等を検討する参考とさせていただきます。

つきましては、上記4件について、調査の趣旨・目的をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

1. 消費者問題について

(1) 堺市立消費生活センターについて

《消費生活センターの認知度》

問1 堺市立消費生活センター（以下「消費生活センター」という）を知っていますか。

役割：商品・サービスの契約トラブルなど、消費生活の相談や苦情の解決に向けた助言やありません、消費生活に関する情報提供や啓発活動など **【選択は1つ】**

1	名前も役割も知っている
2	名前は知っているが、役割までは知らない
3	名前も役割も知らない

(2) 商品やサービスのトラブルについて

《商品購入やサービス利用上の経験》

問2 この1年間に、商品購入やサービス利用の際、トラブルにあったことはありますか。

【選択は1つ】

1	ある	⇒ 問3へ
2	ない	⇒ 問4へ

《苦情の相談先》

問3 問2で「1 ある」と回答された方に伺います。

その苦情をどこかに相談したり、伝えたりしましたか。

【複数回答可：いくつでも】

1	消費生活センター
2	国・地方公共団体などの相談窓口（消費生活センターを除く）
3	販売店、販売員
4	メーカーの相談窓口
5	事業者団体の相談窓口
6	消費者団体
7	弁護士
8	その他（具体的に： _____）
9	相談も伝えもしなかった（理由： _____）

(3) 訪問販売・電話勧誘販売について

《クーリング・オフ制度の認知度》

問4 あなたは、クーリング・オフ制度*を知っていますか。

*クーリング・オフ制度とは、訪問販売・電話勧誘販売など法律で決められた取引について、一定の期間内（訪問販売・電話勧誘販売の場合は契約書面を受け取った日から8日以内）は、消費者が無条件で契約を解除できる制度です。ただし、通信販売や自らの意思で店舗に出向いての契約などは、原則、クーリング・オフの対象となりません。 **【選択は1つ】**

1	クーリング・オフの対象になる契約も、いつまでできるかも知っている
2	どのような契約がクーリング・オフの対象になるかを知っている
3	クーリング・オフがいつまでできるかを知っている
4	制度の名前を見聞きしたことはある
5	見聞きしたこともない

《訪問販売お断りシールの利用度》

問5 本市では、望まない訪問販売による消費者被害を防ぐため、「訪問販売お断りシール」を作成し、配布しています。「訪問販売お断りシール」を利用していますか。 【選択は1つ】

1	利用している
2	今後利用したい
3	貼らなくても断れるから利用していない
4	利用していない、利用するつもりはない (理由: _____)

訪問販売お断りシールを利用すると以下のような効果が見込めます。

- ・訪問販売の来訪が減る
- ・シールを貼っていることにより断りやすくなる
- ・強引な勧誘行為をけん制し、消費者被害の防止になる
- ・地域ぐるみで貼ることにより、訪問販売を受けにくい環境を作れる
- ・訪問販売があっても、自分の意思を再確認でき、話に流されることがない
- ・トラブルにあっても、どこに相談すればよいかわかる

【訪問販売お断りシール配付場所】

消費生活センター、市政情報センター、各区市政情報コーナー



※堺市消費生活条例では、「拒絶している者への勧誘等」を不当な取引行為として禁止しており、これに反して勧誘を行った場合、条例違反となります。

(4) 消費者教育・啓発について

《未成年者取消権適用年齢引下げの認知度》

問6 民法の改正により、令和4年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられます。これに伴い、18歳、19歳にも「未成年者取消権」が適用されなくなります。あなたは、このことを知っていましたか。

※未成年者取消権とは、未成年者が法定代理人（親や親権者など）の同意がなく商品やサービスを契約した場合、未成年者本人や保護者等が契約を取り消すことができるものです。ただし、「成年者である」などどうそをついて結んだ契約など、取り消すことができない場合もあります。

【選択は1つ】

1	知っていた
2	知らなかった

《消費者トラブルを防ぐ方法》

問7 消費者トラブルを防止するための方法として何が重要だと思いますか。【複数回答可：2つまで】

1	SNS、インターネットを利用した情報提供
2	テレビ・ラジオなどを利用した情報提供
3	広報さかいを利用した情報提供
4	出前講座（市職員などが講師として地域へ出向く講座）の実施
5	地域で見守り活動を実施されている方々への情報提供
6	消費者トラブルに関する講座、講演会の実施
7	チラシ、パンフレットの拡充
8	消費者教育の充実
9	地域の担い手（サポーター）の育成
10	その他（具体的に： _____）

《消費者教育について特に重要だと思う分野》

問8 消費者教育の分野について、特にどれが重要だと思いますか。 【複数回答可：2つまで】

1	悪質商法の手口と対処方法
2	契約のルールやクーリング・オフなどの消費生活に関する制度
3	広告・宣伝・表示（品質表示、価格表示など）に関すること
4	食品の安全、安心に関すること
5	商品の品質・性能・安全性（食品以外）に関すること
6	生産・価格・流通・消費のしくみに関すること
7	金融商品（預貯金、債権、株式、保険など）に関すること
8	家計の管理、生活設計に関すること
9	インターネットや携帯電話利用の注意点など情報通信に関すること
10	ごみの減量など環境に配慮した生活に関すること
11	その他（具体的に： _____）

《消費者教育の担い手》

問9 消費者教育の担い手として特にどれが重要だと思いますか。 【複数回答可：2つまで】

1	家庭	2	学校
3	地域（自治会など）	4	行政機関（国・地方公共団体など）
5	職場・勤務先	6	その他（具体的に： _____）

《消費生活に関して欲しい情報》

問10 消費生活に関してどのような情報が欲しいですか。 【複数回答可：いくつでも】

1	消費生活に関連する法律や制度など
2	商品・サービスの安全性や商品等のリコール情報
3	消費者問題に関する相談窓口
4	消費者被害・トラブルの事例や対処方法
5	消費者問題の講座や催しなどの開催情報
6	消費者問題に取り組む消費者団体の活動
7	メーカーや販売店など事業者による消費者向けの活動
8	消費生活に関する行政の施策や取組
9	消費生活に役立つ衣食住などの基礎知識
10	ライフプランに関する情報
11	環境にやさしい暮らし方
12	その他（具体的に： _____）
13	特にない

(5) 計量について

《定期検査合格ラベルの認知度》

問 11 安心して商品を買って買回すためには、事業者は正確なはかりで適正に計測し、その内容量を正しく表記することが重要です。本市では、正確なはかりを確保するため、事業者に対し定期的に検査を行っています。

この検査に合格したはかりには「定期検査合格ラベル」が貼られていることを知っていますか。

※商取引又は証明行為に使用されるはかりは、定期的に検査を受けなければなりません。
(合格ラベル参考例)



【選択は 1 つ】

1	知っている
2	知らない

《風袋（ふうたい）の認知度》

問 12 「風袋」とは、スーパーなどで買い物した時のパック商品のトレーやラップなどの包装、薬味、ワサビやタレ等の添え物のことをいいます。内容量には、風袋の重さを含まないことを知っていますか。

【選択は 1 つ】

1	知っている
2	知らない

(6) その他

《市の取組として期待すること》

問 13 市民の消費生活の安定・向上のために、市の取り組みとして、どのようなことを期待しますか。

【複数回答可：いくつでも】

1	消費生活センターの相談体制の強化
2	消費者被害の未然防止を目的とした啓発活動の充実
3	消費者被害の実態や対処方法、相談窓口の連絡先など情報提供の充実
4	悪質な事業者への指導・取締り・罰則の強化
5	商品・サービスの事故などのリコール情報の充実
6	計量行政の充実
7	その他（具体的に：)

2. 自転車の利用環境（「利用促進」「安全利用」「通行環境」「駐輪環境）」について

(1) 「利用促進」について

《自転車の保有台数》

問 14 自転車を持っていますか。

【選択は 1 つ】

1	個人で利用する自転車を 1 台持っている	⇒問 15 へ
2	個人で利用する自転車を複数台持っている	
3	個人では持っておらず、家族などで共用している	
4	持っていないが、レンタサイクルなどを利用している	
5	持っていない	⇒問 17 へ

《自転車の利用頻度》

問 15 問 14 で「1 個人で利用する自転車を 1 台持っている」「2 個人で利用する自転車を複数台持っている」「3 個人では持っておらず、家族などで共用している」「4 持っていないが、レンタサイクルなどを利用している」と回答された方に伺います。

あなたはどれくらいの頻度で自転車を利用しますか。

【選択は 1 つ】

1	ほぼ毎日（週に 5 日程度及びそれ以上）	⇒問 16 へ
2	週に 2～3 日程度	
3	月に数回	
4	年に数回（ほとんど利用しない）	
5	利用しない	⇒問 17 へ

《自転車の利用方法》

問 16 問 15 で「1 ほぼ毎日（週に 5 日程度及びそれ以上）」「2 週に 2～3 日程度」「3 月に数回」「4 年に数回（ほとんど利用しない）」と回答された方に伺います。

自転車をどのように利用していますか。

【複数選択可：いくつでも】

1	日常利用（買い物など）
2	通勤・通学（公共交通機関との併用も含む）
3	サイクリング・観光など（運動など健康増進を目的とした利用も含む）
4	その他（具体的に： _____ ）

○堺市シェアサイクル実証実験について

現在、市内 64 カ所に自転車の貸出・返却拠点となるポートを設置し、共用自転車（全電動アシスト付）を 240 台導入し、運用をしています。

主なポート設置エリアは、堺市堺区・北区・南区泉ヶ丘駅周辺及び美原区（令和 3 年 6 月 30 日から運用開始）で駅前の駐輪場や市施設などにポートを設置しています。

どこのポートでも貸出・返却可能で、通勤通学や買い物などの日常利用、また観光やビジネス利用など幅広くご利用いただけます。利用するには、スマートフォンが必要で、専用アプリをダウンロードし、アカウント登録が必要となります。

料金体系：15 分 70 円～（12 時間最大 1,000 円）



詳しくは、HELLO CYCLING（アプリ）をご覧ください。

《堺市シェアサイクル実証実験の認知度と利用実績》

問 17 「堺市シェアサイクル実証実験」をご存知ですか。

【選択は 1 つ】

1	知っているし、利用したことがある	⇒問 19 へ
2	知っているが、利用したことがない	⇒問 18 へ
3	知らないし、利用したことがない	

《堺市シェアサイクル実証実験の利用希望》

問 18 問 17 で「2 知っているが、利用したことがない」「3 知らないし、利用したことがない」と回答された方に伺います。今後利用したいと思いませんか。 【選択は 1 つ】

1	関心があり、利用したいと思う
2	関心はあるが、利用したいと思わない
3	利用したいが、身近に利用できる場所にポートがない
4	関心がないし、利用したいとも思わない
5	わからない
6	その他（具体的に： _____）

《シェアサイクルの利便性向上》

問 19 現在、シェアサイクルポートを拡充しています。今後、どのような場所に設置されていると利用しやすい、または利用してみたいと感じますか。 【複数選択可：いくつでも】

1	公共施設
2	商業施設・コンビニなど民間施設
3	駅前（駐輪場内を含む）
4	住宅地周辺
5	その他（具体的に： _____）

(2) 「安全利用」について

問 20 普段から自転車を利用されていますか。 【選択は 1 つ】

1	利用している	⇒問 21 へ
2	利用しない	⇒問 24 へ

《ヘルメットの着用状況》

問 21 問 20 で「1 利用している」と回答された方に伺います。日頃、自転車を利用する際にヘルメットを着用していますか。 【選択は 1 つ】

1	必ず着用している
2	大体着用している
3	あまり着用していない
4	全く着用していない

《自転車保険の加入状況》

問 22 問 20 で「1 利用している」と回答された方に伺います。自転車を利用中に加害事故を起こした場合の被害者への賠償に備えた保険（いわゆる自転車保険または個人賠償責任保険等）に加入していますか。 【選択は 1 つ】


※平成 28 年 7 月より大阪府内で自転車を利用する場合、保険への加入が義務化されました。

1	加入している
2	加入していない
3	わからない

《自転車歩道通行可の標識走行》

問 23 問 20 で「1 利用している」と回答された方に伺います。車の仲間である自転車が歩道を通行することが出来るのは、「自転車歩道通行可」【図参照】の標識がある場所だけです。あなたは普段、この標識があることを意識して通行していますか。 【複数選択可：いくつでも】

※但し、13 歳未満の方や 70 歳以上の方、または身体の不自由な方が自転車を運転するときは例外的に通行できます。また工事等で車道走行できない場合なども通行できます。

1	標識を意識して走っている。標識のない歩道では車道の左側を通行している	自転車歩道通行可 
2	標識の有る無しに関係なく車道を通行している	
3	標識の有る無しに関係なく歩道を通行している	
4	標識を意識して通行していない	
5	交差点に標識がないときは歩道を通行して良いかわからない	
6	その他（具体的に： _____ ）	

《自転車のあおり運転》

問 24 令和 2 年 6 月 30 日に道路交通法が改正され、自転車も「妨害運転」（「あおり運転」として、罰せられるようになりました。次のような行為が自転車の「あおり運転」に当たります。

- ・逆走して進路をふさぐ
- ・急に割り込む(進路変更)
- ・幅寄せ
- ・不必要な急ブレーキ
- ・車間距離の不保持
- ・執拗にベルを鳴らす

このことをご存知でしたか。

【選択は 1 つ】

1	知っている
2	知らなかった

《ルール・マナーの順守について》

問 25 日常生活において、街中で見て感じる自転車の交通ルール・マナーについて伺います。

自転車乗車中の交通ルール・マナーが守られていると思いますか。

【選択は 1 つ】

1	守られている	⇒問 27 へ
2	時々守られていない（2 割程度の人が守っていない）	⇒問 26 へ
3	守っている人とそうでない人は半々程度である	
4	あまり守られていない（2 割程度の人しか守っていない）	
5	わからない	⇒問 27 へ

《順守できていないルール・マナーについて》

問 26 問 25 で「2 時々守られていない（2 割程度の人が守っていない）」「3 守っている人とそうでない人は半々程度である」「4 あまり守られていない（2 割程度の人しか守っていない）」と回答された方に伺います。それは具体的にどのような交通ルール・マナーのことですか。

【複数回答可：いくつでも】

1	一時停止しない
2	赤信号で停止していない
3	（歩道走行不可の場所での）歩道走行
4	逆走（右側通行）
5	ながら運転（スマホを見ながら、イヤフォンで音楽などを聴きながらの運転）
6	無灯火
7	飲酒運転
8	二人乗り（幼児用座席に乗せるなどの場合は除く）
9	並走
10	その他（具体的に： _____ ）

《安全教育や啓発事業の必要性について》



問 27 自転車のルール・マナーを順守してもらうためには、どのような安全教育や啓発が必要だと考えますか。 【複数回答可：いくつでも】

1	幼少児（未就学児や小学生など）への重点的な安全教育
2	高齢者への重点的なルール・マナーの啓発や安全教育
3	生涯を通じた安全教育
4	交通安全運動などでのルール・マナーの啓発
5	条例などにおける罰則
6	警察などと連携した道路上での指導
7	その他（具体的に： _____ ）

(3) 「通行環境」について

○自転車通行環境の主な整備方法

本市では、主に、①の歩行者・自転車・自動車を構造的に分離した『自転車道』、②の車道の左端を青く着色することで自転車・自動車を視覚的に分離した『自転車レーン』、③の歩道の車道寄りを青く着色することで歩行者と自転車を視覚的に分離した『歩道の視覚分離』の3つの手法を用いて整備しています。ほかにも④の自転車ピクト手法の整備方法も検討しています。

整備方法	①自転車道	②自転車レーン	③歩道の視覚分離	④自転車ピクト※
イメージ図				
整備コスト	大	中	中	小
歩行者目線	安全	安全	接触のおそれ有	接触のおそれ有
自転車の通行ルール	交互通行 または一方通行	一方通行	交互通行 歩行者優先(徐行)	一方通行
備考	右の標識がある場合は一方通行 	車道内の自動車と自転車の混在整備	自転車が通行できる歩道(右の標識がある歩道)のみ通行可 	生活道路における自転車の左側通行を促進する路面表示整備

※ピクト（ピクトグラム）とは、自転車の絵記号等の路面表示

《自転車の通行位置》

問 28 あなたは、自転車で主にどこを通行していますか。 【選択は1つ】

1	どちらかというと「車道」 （自転車道や自転車レーンを含む）	⇒問 29 へ
2	どちらかというと「歩道」 （白線やガードレール等で車道と分かれているところ）	
3	自転車を利用しない	⇒問 31 へ

《自転車通行におけるルール・マナー》

問 29 問 28 で「1 どちらかというと「車道」、「2 どちらかというと「歩道」と回答された方に伺います。

自転車に乗るときの次の2つのルールをご存知ですか。

A. 自転車は車道の左側を通行（左側通行）する。

B. 自転車は原則車道通行だが、「自転車歩道通行可」【図参照】の標識のある歩道を通行する際は、車道寄りを徐行しなければならない。また、歩行者優先のため、その通行を妨げることになる場合は一旦停止をしなければならない。 【選択は1つ】

1	両方知っている	自転車歩道通行可 
2	Aのみ知っている	
3	Bのみ知っている	
4	両方知らない	

《自転車レーンの通行頻度》

問 30 問 28 で「1 どちらかというと「車道」、「2 どちらかというと「歩道」と回答された方に伺います。

本市では車道に青色サインを施した自転車レーンの整備を推進しています。あなたは、整備された自転車レーンを通行するようになりましたか。 【選択は1つ】

1	自転車レーンを通行している
2	歩道を通行している
3	歩道を通行していたが、自転車レーンを通行するようになった
4	歩道と自転車レーンのどちらも通行している
5	自転車レーンが整備された道を通行する機会がない

《生活道路における自転車通行環境整備について》

問 31 市内の生活道路では、自転車の逆走や夜間の無灯火などが多いことから、左側通行などの走行マナーの向上を図ることで事故防止につながると考えております。

あなたは、生活道路において自転車の左側通行を促進する路面標示(図中の④自転車ピクト)により、自転車通行環境を整備することについてどうお考えですか。 【選択は1つ】

1	整備されていたら従いやすい
2	整備しても意識は変わらない
3	道路の幅員が十分でないので整備すべきでない
4	わからない
5	その他(具体的に: _____)

《自転車通行環境整備の推進について》

問 32 あなたは、今後も自転車道や自転車レーンなどの自転車通行環境の整備をすることについてどうお考えですか。 【選択は1つ】

1	整備すべきである
2	どちらともいえない
3	整備すべきでない
4	わからない

(4)「駐輪環境」について

《駅前での放置自転車台数について》

問 33 あなたが普段よく利用する（目にする）駅前での歩道及び車道について、放置自転車が何台あるイメージをお持ちですか。

選択肢 4 を選択した場合は、具体的な場所をお書きください。

【選択は 1 つ】

1	1 台もない
2	多くはないが、数台（1～5 台）はいつもある
3	道を歩くことができるが、いつも多い（10 台以上）
4	道を歩くことができないほど多い（具体的な場所：_____）

《駅前での放置自転車状況時間帯について》

問 34 堺市内の各駅前での歩道及び車道について、特に放置自転車が多い時間帯はいつだと思いますか。

【複数選択可：いくつでも】

1	放置されていない
2	平日の朝～昼
3	平日の夕方～夜
4	休日の朝～昼
5	休日の夕方～夜
6	いつも放置されている

《駅前での駐輪場について》

問 35 堺市内の各駅前について、駐輪場は充足していると感じますか。

選択肢 2 を選択した場合は、具体的な駅名などをお書きください。

【選択は 1 つ】

1	充足している
2	充足していない（具体的な駅名など：_____）

《駐輪場のサービスについて》

問 36 堺市の駐輪場に希望するサービスはありますか。

【複数選択可：いくつでも】

1	利用料金などのキャッシュレス化
2	定期申請のオンライン化
3	駐輪場の無人化（機械化）
4	短時間（1～2 時間程度）無料駐輪場の設置
5	駐輪場での有償の修繕や点検・パンク修理などの修繕サービス
6	その他（具体的に：_____）

《本市の自転車施策に対する満足度及び自由意見など》

問 37 本市での自転車の利用環境、安全利用、自転車の通行環境及び駐輪環境などについて、以下の項目に対する満足度をお答えください。また、ご意見などございましたらご自由にお書きください。
【選択肢は各項目 1 つ：自由記述】

【各項目】

① 利用促進

⇒コミュニティサイクルなどの貸自転車が使いやすい環境やマイ自転車（※個人などで所有している自転車）においても通勤、通学や観光利用など手軽に楽しく自転車を利用できる環境ですか。

② 安全利用

⇒信号を守り、左側通行するなど自転車の交通ルール・マナーが順守されている状況ですか。

③ 通行環境

⇒あなたがお住まいの地域の道路は、自転車で走りやすい状況ですか。

④ 駐輪環境

⇒通勤通学時などで利用する駅前駐輪場は停めたいときに止められるなど使いやすい状況ですか。

	満足している	おおむね満足している	どちらともいえない	あまり満足していない	不満がある	わからない
① 利用促進	1	2	3	4	5	6
② 安全利用	1	2	3	4	5	6
③ 通行環境	1	2	3	4	5	6
④ 駐輪環境	1	2	3	4	5	6

【満足度の各項目や、その他本市の自転車施策に対するご意見など自由記述】

3.堺市博物館の今後のあり方について

《堺市博物館への関心度》

問 38 あなたは堺市博物館にどの程度関心がありますか。 【選択は1つ】

1	非常に関心がある
2	多少関心がある
3	あまり関心がない
4	全く関心がない

《堺市博物館に対する認知度》

問 39 あなたは堺市に博物館があることをご存知でしたか。 【選択は1つ】

1	知っていた	⇒問 40 へ
2	知らなかった	⇒問 45 へ

《堺市博物館に関する情報の入手方法》

問 40 問 39 で「1 知っていた」と回答された方に伺います。

あなたは普段、堺市博物館に関する情報を何によって入手されていますか。 【選択は1つ】

1	広報さかい
2	堺市ホームページ(博物館のページ)
3	くらしのガイドブック
4	堺市の公式 SNS(LINE、Twitter など)
5	博物館の公式 Facebook
6	新聞記事
7	テレビのニュースなど
8	博物館のチラシ、ポスター
9	情報誌、民間の印刷物(フリーペーパーなど)
10	知人などからの口コミ
11	その他(具体的に：)

《堺市博物館へ行った回数》

問 41 問 39 で「1 知っていた」と回答された方に伺います。

あなたは今までに堺市博物館に行ったことがありますか。 【選択は1つ】

1	過去3年間で1回	⇒問 42 へ
2	過去3年間で2~3回	
3	過去3年間で4回以上	
4	3年以上前に行ったことがある	⇒問 43 へ
5	行ったことがない	

《堺市博物館へ行った目的》

問 42 問 41 で今までに堺市博物館に行ったことがあると回答された方に伺います。

堺市博物館に行かれた目的は何ですか。

【複数選択可：いくつでも】

1	堺の歴史文化について知りたかったため	⇒問 44 へ
2	企画展・特別展を観覧するため	
3	博物館のイベント(講演会など)に参加するため	
4	百舌鳥・古市古墳群が世界遺産に登録され、古墳について興味を持ったため	
5	もともと古墳について興味があったため	
6	観光として	
7	学校行事(校外学習、社会見学、遠足など)への参加	
8	子どもの引率(保護者、教員などとして)	
9	たまたま近くに行ったため	
10	その他(具体的に：)	

《堺市博物館へ行ったことがない理由》

問 43 問 41 で「5 行ったことがない」と回答された方に伺います。

行ったことがない理由は何ですか。

【選択は1つ】

1	行きたいとは思っていたが、行く機会に恵まれなかったから
2	堺の歴史文化に興味がないから
3	観たいものがないから
4	自宅からの交通が不便だから
5	その他(具体的に：)

《堺市博物館の展示について》

問 44 問 39 で「1 知っていた」と回答された方に伺います。

堺市博物館の展示で特に興味のあるもの、充実させてほしいものはありますか。(新たに展示を希望するものなどがあれば、その他にご記入ください。)

【複数選択可：2つまで】

1	堺の通史全体の展示
2	古代(古墳など)に関する展示
3	中世(鎌倉、室町時代)の堺の展示
4	近世・近代(江戸時代以降)の堺の展示
5	堺の偉人の展示(具体的に：)
6	その他(具体的に：)

《堺市博物館で、展示以外に期待する取組・役割》

問 45 資料の展示以外で堺市博物館の取組や果たす役割として期待するものは何ですか。

【複数選択可：2つまで】

1	堺の歴史・文化の研究や情報提供、情報発信
2	学校教育との連携
3	子どもの体験、フィールドワークなどの場づくり
4	博物館活動に市民が参加できる仕組みづくり
5	誰もが学べる生涯学習の場の提供
6	市民が交流できる場の提供
7	観光振興、地域の活性化への貢献
8	その他(具体的に：)

《堺市博物館に期待する施設・環境》

問 46 堺市博物館の施設・環境に関して期待するものは何ですか。 **【複数選択可：2つまで】**

1	展示室の拡大
2	ゆったりとくつろげる快適な空間(ロビー、エントランスなど)
3	体験学習ができる空間
4	読書、自習室、研究室など自己学習ができる空間
5	広いホール
6	誰もが利用しやすいバリアフリーの施設環境
7	レストラン、喫茶店
8	広いミュージアムグッズ売場
9	公共交通機関での訪れやすさ
10	堺市博物館に隣接した駐車場の設置
11	その他(具体的に：)

《堺市博物館に期待する活動・イベント》

問 47 堺市博物館で行う活動・イベントなどに関して充実を期待するものは何ですか。

【複数選択可：2つまで】

1	展示内容
2	講座、講演会
3	企画展・特別展
4	全国巡回展などの美術展覧会の開催
5	体験型イベント
6	映像を取り入れた作品紹介
7	ミュージアムグッズ、土産品
8	図録、解説図書などの販売書籍
9	その他(具体的に：)

《堺市博物館に関する自由意見》

問 48 堺市博物館に、あなたが必要と考えるサービス、施設・設備などについて、ご意見・ご提案などがあれば自由にご記入ください。 **【自由記述】**

4. 自治会について

(1) 生活実態などについて

《お住まいの状況》

問 49 回答日時点のお住まいについてお答えください。

【選択は1つ】

1	戸建て（自己所有）	2	戸建て（賃貸）
3	集合住宅（分譲）	4	集合住宅（賃貸）
5	社宅	6	寮
7	その他（具体的に： _____）		

《家族の人数》

問 50 回答日時点の同居している家族の人数をお答えください。（回答者本人含む）

【選択は1つ】

1	1人	2	2人
3	3人	4	4人以上

(2) 自治会や地域コミュニティへの関わりについて

《自治会の加入状況》

問 51 自治会に加入していますか。

【選択は1つ】

1	はい	⇒問 52 へ
2	いいえ	⇒問 55 へ
3	わからない	⇒問 56 へ

《加入のきっかけ》

問 52 問 51 で「1 はい」と回答された方に伺います。

自治会に加入したきっかけは何ですか。

【複数選択可：3 つまで】

1	自治会役員や近所の方から勧誘された
2	不動産業者から案内された
3	子どもの頃から地域活動に参加していた
4	知人などが加入している
5	仕事のつながり
6	その他（具体的に： _____）

《携わっている自治会活動》

問 53 問 51 で「1 はい」と回答された方に伺います。

現在、主に携わっている自治会活動は何ですか。

【複数選択可：3 つまで】

1	防災活動（防災訓練など）
2	防犯活動（青パト、見守り活動など）
3	環境活動（美化活動、古紙回収など）
4	交通安全活動
5	イベント（まつり、運動会など）
6	青少年健全育成活動
7	福祉活動
8	その他（具体的に： _____）
9	参加していない

《自治会に加入してよかったこと》

問 54 問 51 で「1 はい」と回答された方に伺います。

自治会に加入してよかったことは何ですか。

【選択は 1 つ】

1	住民同士の交流ができる	⇒問 58 へ
2	子どもが参加できる催しがある	
3	防災・防犯の取組に参加できる	
4	行政情報が手に入る	
5	その他（具体的に： ）	
6	特になし	

(3) 自治会に対する意識について

《未加入の理由》

問 55 問 51 で「2 いいえ」と回答された方に伺います。

自治会に加入しない理由は何ですか。

【複数選択可：3 つまで】

1	自治会がない
2	人間関係が煩わしい
3	役員になるのが嫌
4	活動が負担
5	会費が負担
6	加入方法がわからない
7	勧誘がない
8	関心がない
9	加入しなくても生活が困らない
10	学生であるため
11	その他（具体的に： ）

《加入につながる要因》

問 56 問 51 で「2 いいえ」「3 わからない」と回答された方に伺います。

どのような要因があれば、自治会に加入したいと思いますか。

【選択は 1 つ】

1	自分にとって有益な情報の提供がある
2	自分にとって有益な活動がある
3	自治会役員などの負担が少ない
4	会費などの金銭的負担が少ない
5	その他（具体的に： ）
6	わからない
7	加入したいとは思わない

《興味・関心がある活動》

問 57 問 51 で「2 いいえ」「3 わからない」と回答された方に伺います。

次に掲げる活動のうち、あなたが興味・関心がある活動は何ですか。【複数選択可：3 つまで】

1	防災活動（防災訓練など）
2	防犯活動（青パト、見守り活動など）
3	環境活動（美化活動、古紙回収など）
4	交通安全活動
5	イベント（まつり、運動会など）
6	青少年健全育成活動
7	福祉活動
8	興味・関心がある活動はない

(4) 加入促進に向けて

《近所付き合いの程度》

問 58 近所付き合いの程度は、どのくらいですか。 【選択は1つ】

1	普段から付き合い（交流）がある
2	地域の清掃など、決まり事には参加しているが、普段の付き合い（交流）はない
3	あいさつをする程度でほとんど付き合い（交流）がない
4	全く付き合い（交流）がない

《大規模災害発生するとき》

問 59 大規模災害発生時に、近隣住民の方々と助け合えると思いますか。 【選択は1つ】

1	助け合えると思う
2	助け合えないと思う
3	わからない

《自治会の必要性》

問 60 自治会は必要と思いますか。 【選択は1つ】

1	必要と思う
2	必要と思わない（理由を具体的に： _____）
3	わからない

《自治会に期待すること》

問 61 自治会に期待することは何ですか。 【複数選択可：3つまで】

1	防災活動（防災訓練など）
2	防犯活動（青パト、見守り活動など）
3	環境活動（美化活動、古紙回収など）
4	交通安全活動
5	イベント（まつり、運動会など）
6	青少年健全育成活動
7	福祉活動
8	有益な情報
9	その他（具体的に： _____）
10	何もない

《情報を受け取る手段》

問 62 自治会から情報を受け取るなら、どのような手段を希望しますか。 【選択は1つ】

1	紙での回覧
2	郵送
3	LINEなどのコミュニケーションアプリ
4	電子メール
5	その他（具体的に： _____）
6	情報は不要

ご協力ありがとうございました。